

広島県告示第二百十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
葛谷六千七百二十地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
広島市安芸区		阿戸町				葛谷		香路山		葛谷	
						六七七七番		一一六四一番		一一六三七番	
						六七四七番一		六七四六番		六七四〇番	
						標柱一号		標柱二号		標柱三号	
						標柱六号		標柱五号		標柱四号	

次に掲げる土地に存する標柱七号から十一号までを順次結んだ線及び標柱七号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
広島市安芸区		阿戸町				葛谷		香路山		葛谷	
						六七二七番一		六七二八番		一一六三六番	
						標柱七号、一〇号及び一一号		標柱八号		標柱九号	